

北海道2500ロータリーEクラブ 細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI：国際ロータリー
5. 衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
(該当する場合)：
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名以内により成る理事会とする。すなわち本細則第3条第1節に基づいて選挙された4名の理事*と会長、直前会長、副会長、会長エレクト(または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー)、幹事、会計及び会場監督(S,A,A)である。

また、選ばれた理事と役員***の中から、常任委員会の委員長を選出するものとする。ただし、会長エレクト、副会長及び直前会長は常任委員会委員長を兼務もできる。ただし、これらの手続きはすべてインターネットを通じて行う。

*:選挙された4名の理事とは、クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会の各委員長を指す。

***:役員とは、会長、直前会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計、会場監督(S.A.A)である。

第3条 理事および役員選挙

第1節 会長候補者の指名

- (a) 年次総会の1カ月前に、議長は指名委員会の開催をホーム・ページ上で通告する。指名委員会は、次次年度会長候補者を指名し、年次総会1週間前において、その氏名をホーム・ページ上に発表しなければならない。
- (b) 年次総会の1カ月前の例会において、議長は、会長エレクトに対して、次年度副会長、幹事、会計および他の5名の理事候補者の指名を要請する。会長エレクトは、候補者を指名し、年次総会1週間前において、ホーム・ページ上にその氏名を発表しなければならない。

第2節 選挙方法

- (a) 指名委員会および会長エレクトより指名をうけた候補者は、ホーム・ページ上での年次総会において投票に付せられ、各々最多投票数を獲得した候補者をもって当選者とする。ただし、候補者の数が投票に付される役員および理事の定数を越えない場合は、特に、反対意見が会員の過半数以下であれば候補者は当選とする。
- (b) 会長エレクトは、選挙後1週間以内にインターネット上での次年度理事会を開催して、会場監督を決定しなければならない。

第3節 理事および役員の任期

- (a) 前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとし、その選挙の後の次の7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務

めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

- (b) 選挙された次年度副会長、幹事、会計および他の5名の理事並びに役員として任命された会場監督は、その選挙後の7月1日から始まる年度に各々の役職に就任する。

第4節 欠員の補充

- (a) 会長、会長エレクトおよび会長ノミニーに生じた欠員は指名委員会の再指名による候補者について、例会において再選挙される。
- (b) 会長、会長エレクトおよび会長ノミニー以外の理事またはその他の役職に生じた欠員は、会長が指名した候補者を理事会が承認することによって補填する。
- (c) 会長エレクト以外の役員エレクトまたは理事エレクトに生じた欠員は、会長エレクトが指名した候補者を次年度理事会が承認することによって補填する。

第4条 役員の任務

第1節 会長。本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 直前会長。理事会メンバーとしての任務、及び会長か理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第3節 会長エレクト。会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第4節 副会長。会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第5節 幹事。幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を電子メールにて発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日現在の四半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第6節 会計。会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、一般会計・特別会計その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第7節 会場監督。会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。特に、ホーム・ページを常に関連して、会の運営に支障をきたし、会員の親睦を乱す事項がないかどうかを監督、指導する。

第5条 会合

第1節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年12月の第1例会に開催されるものとする。そしてこの

年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節 本クラブの毎週の例会はインターネット上で毎日で開催するものとする。例会に関するあらゆる変更等はホーム・ページ上にて然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第8条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、ホーム・ページに本人が書き込むことにより例会の出席が記録されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 定例理事会は毎月第1例会までに開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事からの要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金は30,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節 会費は年額60,000円とし、半年毎の各支払額のうちの一部は各会員のRI公式雑誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月および1月に納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、電子メールによりによる採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、電子メールによる投票により処理することを決定することができる。

第8条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および新世代奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

クラブ委員会は、五大奉仕部門に基づいた年次および長期的な目標を推進する責任を持つ。会長エレクト、会長および直前会長は、指導の継続と計画の引継ぎを確約するために、協力すべきである。一貫性を保持するため、実行可能であれば、委員会委員は同じ委員会に3年間留任されるべきである。会長エレクトは任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は委員会委員としての経験者を任命することが推奨される。

常設委員会の任命は次の通りである。

・会員増強委員会

この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。また、この委員会はロータリーの奉仕理念を広く会員に啓蒙し、また教育指導する計画を立案し実施するものとする。

・クラブ広報委員会

この委員会、ロータリーについての情報をクラブ内外に提供し、ロータリーの普及を推進する計画を立て、実施するものである。

・管理運営委員会

この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

・奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施するものである。

・ロータリー財団委員会

この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団および米山記念奨学会を支援する計画を立て、実施するものである。

・クラブ研修リーダー

クラブが包括的な研修計画を立てられるよう会長エレクトはクラブ理事会の承認の下でクラブ研修リーダー(任期は1年間、ただし3年間の連続再任は認める)を任命する。

その他、必要に応じて特別(アドホック)委員会を設けることができる。

- (a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。
- (b) 各委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- (c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合に対して責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の全活動について理事会に電子メールにて報告するものとする。なお、すべての委員会は特別の場合を除いて、インターネット上で行う。

また、それぞれの常設委員会の下に、特定分野を担当する次の各小委員会を設置するものとする。

●会員増強委員会

- ・会員増強委員会
- ・会員選考・職業分類委員会
- ・ロータリー情報・研修委員会

●クラブ広報委員会

- ・広報委員会
- ・IT委員会
- ・雑誌・記録委員会

●管理運営委員会

- ・親睦委員会
- ・出席委員会
- ・プログラム委員会
- ・ニコニコ委員会

●奉仕プロジェクト委員会

- ・職業奉仕委員会

- ・ 社会奉仕委員会
- ・ 青少年奉仕委員会
- ・ 国際奉仕委員会
- ロータリー財団委員会
 - ・ ロータリー財団委員会
 - ・ 米山記念奨学委員会
- クラブ研修リーダー

第10条 委員会の任務

会長は、その任期中の諸委員会の任務を確定し、評価するものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は既存の適切な RI 文書を参照するものとする。奉仕プロジェクト委員会はその年度計画を考案する際、社会奉仕および国際奉仕の部門を考慮することとする。

それぞれの委員会は、具体的な権限、明確な目標、および各年度の初めにその年度内に実施する行動計画を設定するものとする。上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、委託任務、目標、計画に関し理事会に対し説明発表するための準備を整えるにあたり、必要な指導を施すのは会長エレクトの主要責務である。

第1節 会員増強委員会

(a) 会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填・未充填職業分類表を検討して、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するように積極的に努める。

(b) 会員選考・職業分類委員会

この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的見地からその適格性を徹底的に調査して、その結果を理事会に報告する。また、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日までにその地域社会の職業分類調査を行い、その調査に従って、職業分類の原則を適用した充填・未充填職業分類表を作成する。必要な場合は本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討し、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議する。

(c) ロータリー情報・研修委員会

この委員会は、会員にロータリー情報を伝えるとともに、クラブ研修リーダーと共にクラブの年間研修計画を立案し、実施・監督し、またすべての研修ニーズが満たされるようクラブ理事会、および各種委員会と協力するとともに、支援とアイデアを得るために、地区研修委員会、クラブを担当するガバナー補佐と協力するものとする。

なお、クラブの年間研修計画には以下の事を含むものとする。

1. クラブ指導者が、適宜、地区研修会合に出席する。
2. 新会員のために一貫したオリエンテーションを定期的実施する。
3. 現会員のために継続的教育の機会として、地域別情報集会(または家庭集会)を含め、適宜、研修会を計画、開催する。
4. 全会員を対象にクラブ指導力育成セミナーを計画、実施する。

さらに、ロータリー・クラブの規則を会員に啓蒙すると共に、理事会の要請に従いクラブの実情に

合わせて毎年クラブ細則を見直し、その変更案を理事会に提出する。また、国際ロータリー定款および細則、標準ロータリー・クラブ定款の変更があった場合、クラブ定款およびクラブ細則の変更案を理事会に提出する。さらに、3年ごとに開催されるR I 規定審議会にクラブから提案する立法案を作成し、理事会に提出する。

第2節 広報委員会

(a) 広報委員会

この委員会は、広く一般世間に対しては、インターネットを通じて、ロータリーの歴史、綱領、規模および活動に関する情報を提供すると共に、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施する。

(b) IT委員会

この委員会は、クラブの例会場であるホーム・ページを幹事とともに管理・運営し、機能的で活発なホーム・ページにするために、常に新しい情報提供を促したり、ホーム・ページの改良、改善に努める。さらに、会員のインターネット通信技能向上に努める。

(c) 雑誌・記録委員会

この委員会は、ロータリーの友およびRI や地区から発行される刊行物に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間行事を主催するとともに、ホーム・ページ上において毎月これら刊行物の簡単な紹介を行い、新会員の情報源として刊行物を利用することを奨める。また、ロータリーの友やそのウェブサイト、あるいは地区ホーム・ページなどに、ニュース資料や写真を投稿し、その他あらゆる方法によって当クラブの活動を紹介する。さらに、クラブの重要書類を管理・整理するとともに、ホーム・ページに掲載し、会員に必要な書類を提供する。

第3節 管理運営委員会

(a) 親睦委員会

この委員会は、クラブの効果的な管理運営のためのあらゆる活動を行う。特に、会員間の親睦をはかるための方策を考案しこれを実施するとともに、年4回程度、実際のレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を企画実施する。

(b) 出席委員会

この委員会は、例会において奉仕の理念を研鑽するために必要な会員間の親睦をはかるための方策を考案しこれを実施するとともに、ロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を促し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たす。特に本クラブの特性を考慮し、本クラブ例会 100%出席を促す。

また、全会員が、地区大会、都市連合会(IM)、地域大会および国際大会を含めたあらゆるロータリーの会合に出席することを奨励する方法を考案し、特に本クラブへの出席と、本クラブ例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を奨励する。全会員に出席規定を周知徹底し、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、さらに出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに務める。

(c) プログラム委員会

例会プログラムを立案実施し、全会員がインターネット上の例会に進んで参加できるような施策を実施する。なお、この委員会は本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備、手配、予告すると共に、これが完全に実施されるまでの責任を負う。

(d) ニコニコ委員会

この委員会はニコニコ箱による資金が対外奉仕活動の原資となることから、会員平等の立場で全会員より平等に拠出いただくように努力する。

第4節 奉仕プロジェクト委員会

(a) 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブ会員が、ロータリーの奉仕理念を良く理解し、それに基づき職業関係における諸責務を遂行し、各会員がそれぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。

(b) 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを団体又は個人で実施する。

(c) 青少年奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会における青少年問題に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを団体又は個人で実施する。

(d) 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを団体又は個人で実施する。

なお、当クラブの会員は、上記の奉仕活動を実施するに当たり、クラブとして纏まった活動をすることもあるが、個人的に奉仕活動をしていても良いし、あるいはその会員が居住する付近のロータリー・クラブの主催する奉仕活動や地区が主催する奉仕活動に参加することも可能である。なお、全会員が最低年3回以上の奉仕活動に参加することが推奨され、適宜その結果をホーム・ページ上で報告するものとする。

第5節 ロータリー財団委員会

(a) ロータリー財団委員会

この委員会は、会員にロータリー財団の意義を啓蒙し、資金的寄付を求めるとともにロータリー財団の様々なプログラムへの参加を通じてロータリー財団を理解し、支援する計画を立案しこれを実施する。

(b) 米山記念奨学委員会

この委員会は、米山記念奨学会の目的に賛同し、米山記念奨学会活動に対する資金的な寄付を増進するとともに、米山記念奨学会の情報を会員に提供し、奨学生を推薦・支援するための計画を立案しこれを実施する。

第6節 クラブ研修リーダー

クラブ研修リーダーは、支援やアイデアを得るために、クラブ理事会および委員会、担当のガバナー補佐、地区研修委員会、地区ガバナーと協力します。なお、包括的な研修計画には次の要素を含む。

- ・必要に応じ、クラブ指導者が地区研修会合に出席する。
- ・新会員のための一貫したオリエンテーションを定期的に企画・実施する。

特に、新会員への研修はロータリー情報・研修委員会と連携して実施する。

- ・現会員のための継続的教育の機会を提供する。
- ・全会員が指導力育成プログラムを受けることができるようにする。
- ・地区開催の各種研修（RLI 等）には、それぞれの主旨を理解し会長へ出席者を推薦することができる。

第11条 会議等の出席

本クラブの例会、理事会、委員会などの会合はインターネットを通じて行う。ただし、場合によっては、事前に連絡をしたうえで、実際の会合を持つ場合がある。

また、地区やRIの主催する会合については、特別の事情のない限り、出席するものとする。その場合の旅費は別途定める。

第12条 財務

第1節 資金の預託

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された金融機関に預託しなければならない。

第2節 会計処理

- (a) 入金 は 幹事 および 会計 が 署名 した 入金 伝票 に 基づいて、入金 しなければ ならない。
- (b) 出金 は 幹事 または 担当 理事 および 会計 が 確認 した 出金 伝票 に 基づいて、会計 が 押印 した 小切手 または 振込 を もって 出金 しなければ ならない。
- (c) 本クラブ の すべて の 会計 について、毎年 1 回 公認 会計 士 または 他 の 有 資格 者 によって 全面的 な 監査 が 行われ なければ ならない。

第3節 会計年度

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日迄とし、会費徴収の目的のために、7月1日より12月31日迄の期間および1月1日より6月30日迄の期間の二半期に分ける。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われる。(注:半期の途中に入会した会員の雑誌購読料はRI事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする)

第4節 予算

各会計年度が始まる迄に、理事会はその年度の収支予算を作成し、または作成させなければならない。その予算は、理事会において承認された後に、費目ごとに支出の限度額となる。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第13条 会員選挙の方法

第1節 本クラブの会員または会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、所定の会員推薦申込書によって、本クラブ幹事を通じ、電子メールにて理事会に提出される。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって推薦されてもよい。ただし、現在別のロータリー・クラブに在籍する会員が移籍を希望する場合は、当該クラブ理事会の承認を得るものとする。

第2節 理事会は、会員増強委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地

および、人格、職業上および社会的見地からその適格性を調査させ、これを理事会に報告させる。

第3節 理事会は、会員増強委員会の勧告を審査して、推薦状の提出後 30 日以内に、その承認または不承認を決定し、クラブ幹事を通じて推薦者に電子メールで通知する。

第4節 理事会がこれを承認した場合は、候補者に入会申込書の提出を求め、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについての承諾を求める。

第5節 候補者が承諾した場合、本人の氏名、職業分類その他必要事項が記載された告知書が、本クラブ会員に電子メールにて通知される。

第6節 告知書が電子メールに発表されて 7 日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対して理由を付記したメールによる異議の申し立てを受理しなかった場合は、理事会は、推薦者に、会員候補者に対するロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務についてインターネット上で説明する。この説明の後、会員候補者(名誉会員以外)は、所定の入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会ホーム・ページ上での理事会においてこれを審議し、当該会員候補者について採決を行う。この理事会の採決において、理事会メンバーの全員の賛成が得られた場合は、会員候補者(名誉会員以外)は所定の入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

第7節 このような選挙後に、クラブ会長は当該会員の入会をホームページ上に報告し、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員を RI に報告しなければならない。ロータリー情報・研修委員会は、入会時(式)に新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう支援する。

第8節 クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第 14 条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がホーム・ページ上の例会で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 15 条 例会の方法

本クラブの例会は毎日ホーム・ページ上で行い、毎週会長が会長として意見を述べると共に、毎回の例会は月曜から日曜までの一週間の間に提案された毎週のテーマについて、参加するすべての会員が意見を述べ、適宜ディスカッションをするものとする。また各委員会の報告、R I や地区会合の報告、各会員の奉仕活動の報告についてはインターネット上で報告し、各会員の近況などについても会員が自由に掲載するものとする。

ただし、その内容は極端に長すぎ、クラブ内の親睦を混乱させるものであってはならない。幹事報告や事務連絡は幹事が適宜ホーム・ページ上か電子メールで行う。なお、ホームページの更新時に一時的アクセスできない時間がある。

また、ホーム・ページ上の例会と並行して実際の会合を開催する場合がある。

第 16 条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員にホーム・ページ上に掲示されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款および R I の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

付則

2014 年(平成 26 年) 1 月 25 日 制定